様式第18号（第20条関係）

(表)

|  |
| --- |
| 第　　号  身　分　証　明　書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　年　月　日生）  上記の者は、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第20条の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。  　　　　　　　　　　年　月　日交付  　　　　　　　　　　　　　　滑川町長　　　　　　　　　　印 |

(裏)

|  |
| --- |
| 滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（抜粋）  　　（立入調査等）  第20条　町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。  ２　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。図 2図 4図 13  ３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認  　められたものと解してはならない。 |